

社会福祉法人向陽会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人向陽会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表（1）に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費 用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公 表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改 廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表（１）

（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	１０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

（２）理事

	日額
理事会等会議への出席	１０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

（３）監事

	日額
監事監査・監査立会等への出席	２０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

（４）評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員等への出席	１０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円